

各報告論文に対するコメント

神 田 秀 樹

1. はじめに
2. 商法の利益配当規制
3. オフバランス取引の会計
4. 金融機関の会計
5. その他

1. はじめに

報告論文はいずれも精緻かつ明快で説得力のある主張を多く含んでいる。評者はその多くの部分に賛意を覚える。とくに、証券取引法に基づく財務会計を商法会計のうちの配当可能利益算定のための会計や税務会計と分離すべきであるという主張（斎藤論文、弥永論文）には評者も全面的に賛成する。この三者が密接に結び付けられてきたために財務会計は制度として危機を迎えており、また、国際的な会計基準の統一という流れにも対応が難しくなっている。財務会計制度を再生させるためには、これを配当可能利益算定のための商法会計および税務会計から切り離し、解放する必要がある。このほか、資産の再評価に関する分析や監査に関する問題点の指摘等、共感を覚える指摘が多くみられる。

以下では、紙幅の関係もあるので、報告論文に全面的に賛成する点の指摘は省略するこ

ととし、いくつかの点についてコメントを試みてみたい。

2. 商法の利益配当規制

商法会計の1つの目的は配当可能利益算定にあるが、斎藤論文、弥永論文とも、現在の商法の制度についてかなりの量の分析を加えている。とくに、斎藤論文が会社債権者と株主との「hypothetical bargain」の見地から現在の商法規制を「説明」しようと試みておられる点は、従来わが国の商法学者はこのような説明をまったく試みてこなかっただけに、はなはだ興味深い。

まず第1に、評者は、配当規制については現在の商法規制を今後改める必要があるのではないかと考えている。理論的に考えても、現在のような配当可能な最大限度額を算定するという規制が、会社債権者と株主との「hypothetical bargain」により合意される最適な結果かどうか疑問の余地がある。¹⁾ 斎藤

1) なお、一般論としては、ある法律の規定は、それが当事者の「hypothetical bargain」により合意される最適な結果ではないとしても、それだけで当該規定が合理的なものでないということにはならない。この点についての詳細には立ち入らない。Ayers & Gertner [1989] ; Charny [1991] 参照。

論文が指摘するとおり、現在の規制は、例えば「資産代替」を考慮に入れていない（斎藤論文4．参照）。実際にも、多くの債権者は商法の配当規制に満足することはなく、与信に当たり担保や保証を求める場合が多いし、また、配当可能利益が会社の倒産を予測させる情報提供機能を果たしてこなかったことについては実証研究でも明らかにされている。²⁾ 米国では、日本型の配当規制とは異なる規制が普及している³⁾（模範事業会社法典やカリフォルニア州会社法など）。筆者は、財務会計制度が「危機」を迎えているのは、もともと制度自体に欠陥があったというよりも、企業の活動を取り巻く現実の方が急速に変化した結果、従来の制度がその目的を達成できなくなりつつある点にあると認識しているが、そうだとすれば、商法の配当規制についても、今日の状況の下で、現在の規制に代わるより優れた商法規制は何か今後各界で広く研究される必要がある。

第2に、弥永論文は、資産評価基準について、経営者が一定限度内で裁量を認められることは商法の配当規制と矛盾しないと述べているが（弥永論文A. 1. 参照）、なお慎重な検討が必要であるように思われる。ある資産を100と評価するか150と評価するかは経営者の自由裁量であるとする、その結果配当可能利益額は50の差が出ることとなる。しかし、経営者が複数の資産評価基準を自由に選択してよいというのは、本来からいえば、配当を許容する最大限度額を定める方式の配当規制とはなじまないのではあるまいか。これに対して、情報提供のための会計は、どの評価基

準を採用したかが明らかにされていれば、その会社の「真実」を伝えるために、ある資産評価基準よりも別の評価基準の方が優れている場合がありうる。

第3に、弥永論文は、「資本制度の下では、会社資本に見合う純資産が保有されることが期待されるが、理論的には、その純資産は清算価値で測られるべきである。〔中略〕また、資産は取得原価ではなく、時価で評価することが、配当可能金額算定目的との関係では理論的である」と述べる（弥永論文A. 3. (2)参照）。ここでも、現行商法型の配当規制や「資本」の制度を変えていく必要があることを意味しているのではなかろうか。理論的にもまた実際にも、会社債権者は会社資本に見合う純資産が保有されることを期待するとは到底思えない（例えば上記の資産代替の点を想起せよ）。また、会社債権者は純資産を清算価値で測ることを望むとは限らない。継続価値の方が清算価値よりも高ければ継続価値を望み、その逆であれば清算価値を望むのではあるまいか。実際にも、債権者が無担保の与信を行う場合に債務者の清算価値に着目するとは到底思えない。さらにまた、現在の商法会計が取得原価基準を原則としていることとの関係では、弥永論文は、あらゆる資産について配当規制との関係で時価評価の制度にせよという主張を展開するわけではなく、むしろ時価評価の困難性等の技術論が前面に出ているようであるが、理論的にも、投資の成果の事後的測定という取得原価主義の意義（斎藤論文5．参照）を配当規制との関係でもう一度詰めて考えてみる必要があるの

2) 吉原 [1985] 参照。

3) 吉原 [1985] 参照。

IV. コメント論文

ではなからうか。

第4に、斎藤論文は有価証券の含み益を配当可能利益に含めない現行制度の合理性を確かめようとしておられるが(斎藤論文4. 参照)、売却すれば売却益が配当可能利益になることとの差異を説明することは、斎藤教授自身が指摘しておられるように(斎藤論文4. 参照、弥永論文A. 3. (2)も同旨か)、理論的には困難ではなからうか。⁴⁾繰り返しになるが、資本や配当可能利益に関する現行商法の制度はせいぜい「セカンドベスト」の1つであって、制度を変えていくことが真剣に検討されるべきではないと思われる。

第5に、弥永論文は取締役の責任を論じているが、会社に対する責任(商法266条1項)についてももう少し詳しく分析して欲しかったように思う。

3. オフバランス取引の会計

オフバランス取引の会計をどうすべきかは難問ではあるが、重要な問題である。それは、最近では企業活動にとってオフバランス取引の占める割合が飛躍的に増大したため、これを処理できない会計は会計制度本来の目的を達成できないのも同然だからである。小宮山論文には、単に米国等における議論を並列的に紹介するのではなく、何が問題の本質かの解明と、そしてまた、わが国の「トライアングル体制」(斎藤論文2. 参照)の中でオフバランス取引会計をどう処理していくべきかについての具体的な提言とを期待したかったように思う。

評者の読み方が悪いのであろうが、斎藤論文・弥永論文とも、オフバランス取引については比較的容易に時価評価の方向を示唆しているように思われる。しかし、まず第1に、取引そのものの中で「マーク・トゥ・マーケット」が要求され、清算が要求される取引(その典型は米国における取引所先物取引)と、取引そのものの中ではそれが要求されない取引(店頭取引)とが区別されずに論じられているようであるが、仮に結論は同じになるにせよ、取引の実体は大きく異なるのであるから(伝統的な会計制度の枠組みでは後者のみが「含み」と同じ問題を提起する)、今後この点についての具体的な分析と検討が行われることが重要であるように思われる。

第2に、この問題に対する1つのアプローチは契約残高を「資産」と捉える方向であり(斎藤論文6. 参照)、このことは、資産概念・負債概念の再検討の必要性を示唆している(弥永論文B. 1. (1)およびB. 1. (2)ハ. 参照)。しかし、ここでもまた、両論文の論調は慎重であって、例えば弥永論文は、従来の議論(例えば資産評価は制度目的によって決まるとか、ヘッジ会計が望ましいがヘッジの対象を特定することが難しい場合がある等)の線を維持しているように見受けられる。評者としては、今後わが国では、伝統的な商品の売買契約についてもなぜ「マーク・トゥ・マーケット」を要求しないのかといった理論的な分析が行われることを期待したい。また、例えば同じ店頭派生取引であっても、これを商品勘定で保有する場合と投資勘定で保有す

4) 研究会の場で斎藤教授が指摘されたように、現在の商法の配当規制は、売却するか否かはこれを与件とするという立場に立っている。評者は、そのような現行法制は一定の範囲で再検討されるべきではないかと考えている。

る場合とを区別すべきか、いわゆるグローバル・ヘッジを認めるべきかといった、近時米国で最も議論されているような論点についても、⁵⁾ 今後積極的な検討を行う必要があろう。

4. 金融機関の会計

金融機関の会計を考える際に出発点となる問いは、金融機関は事業会社と異なるか、異なった会計制度を要求されるべきかという問いであろう。斎藤論文は、この問題を正面から取り上げることは差し控えておられる。また、弥永論文では、「預金者保護」や「信用秩序の維持」から金融機関についてはディスクロージャーが重要であるという比較的穏当な主張がなされている（弥永論文 B. 3. (1)イ. 参照）。なぜ事業会社と比較してより多くのディスクロージャーを要求することが、他の手段と比較して、預金者保護のためや信用秩序の維持のために最適といえるのか。また、近時はいろいろな所でディスクロージャー万能論がみられるが、ディスクロージャー制度には限界もある。インサイダー取引規制が「重要事実」につき「開示または取引禁止 (disclose or abstain)」というルールを採用し、「常に開示 (always disclose)」というルールを採用していないことにはそれなりの理由があるともいえる。⁶⁾ 弥永論文はディスクロージャー制度の限界を論じようとしているが（弥永論文 B. 3. (1)ハ. 参照）、今後さらに詰めた検討が期待される。

評者は、金融機関の特殊性はその資産・負

債の内容にあると考えている。また、預金保険制度を前提とすれば、銀行は過剰な貸付けを行う宿命にある業種であるともいえる。⁷⁾ これらに伴って発生するコストを最小化する規制は何か、そこでの会計制度やディスクロージャー制度の役割はどうあるべきかが問われなければならない。また、金融機関の資産・負債はそのほとんどが日々市場リスクにさらされているという現状にかんがみると、金融機関については事業会社に先立って時価会計の導入が検討されるべきではないかと考えられる（弥永論文 B. 2. (2)ロ. 参照）。さらに、より一般的にいえば、規制産業における会計制度は規制と密接な関係にあるはずであり、規制のあり方を抜きにして会計を論ずることは危険である。金融機関の規制は時価をベースに行われるはずであり、そうだとすれば会計も時価をベースに行われるべきではあるまいかといった理論的な検討がなされる必要がある。預金者保護とか信用秩序の維持といった一般論のレベルではなく、例えば、銀行の自己資本比率規制との関係で銀行の会計制度やディスクロージャー制度がどのようなべきかといったレベルでの議論をも詰める必要がある（斎藤論文 8. 参照）。

最後に、金融機関については国際的な規制の統一ということが現実の問題となっているが（銀行の自己資本比率規制等）、そのような規制レベルでの国際的統一と会計制度やディスクロージャー制度との相互関係についても、今後わが国では積極的な議論と検討と

5) Singleton [1991] 参照。

6) 神田 [1991] 参照。インサイダー取引に関する各種の規制方法のコスト・ベネフィットについては、Levmore [1982] 参照。

7) 岩村 [1992] 参照。

Ⅳ. コメント論文

を行っていく必要があるように思われる。

5. その他

最後に、以上に指摘しなかった1、2の点を指摘させていただく。

第1に、税制について。宮島論文が検討を行っているように、租税論の立場からすれば、課税の対象となる企業利益をどう算定するかについては、法人税制度そのものの存在意義を含めて、いろいろ議論がある。いずれにせよ、税務会計が商法会計や証券取引法会計とリンクすべき必然性はない（斎藤論文、弥永論文をも参照）。評者もそのように考えている。しかし、確定決算主義に対する批判そのものはいろいろと可能であるとしても、現状を今後どのような手順でどのように改善していくべきかについての具体的な検討が行われる必要がある。例えば、リース会計について、その税務上の取扱いが現状のままでよいこととし財務会計だけを改めるのが望ましいのか、オフバランス取引についてはどうか等、難問が少なくない。また、例えば、合併については、合併対価の額を交付される新株の額面額を基準に算定するという現在のルールは合理性を欠く。⁸⁾ 今日、これらの「各

論」について、税務上の問題だけでなく、商法会計や証券取引法会計上の問題とも合わせた検討が是非とも必要であるように思われる。

第2に、会計基準の国際的統一ということが今後相当議論されることが予想される。評者は、商法会計や税務会計と比較すると、証券取引法会計は相対的には一番国際的な基準統一になじむものであり、またそのような方向を検討することにも意味があるものと考えている。連結会計の問題をはじめ（斎藤論文参照）、わが国の証券取引法会計にはまだまだ重要な点で諸外国の制度と異なる面があるが（国際会計基準とわが国の会計基準との比較は、斎藤論文の付録参照）、会計基準の国際的な統一という問題についても、例えば「トライアングル体制」を維持しながらこの問題に対応することがどこまで可能かといった具体的な検討作業を、今後正面から行っていく必要が大きいのではないかと考えられる。

以 上

[東京大学法学部教授]

8) 神田 [1987] 参照。

【参考文献】

- 岩村 充、「預金保険とモラルハザード——リスク中立的な保険料に関するひとつの考察」、『金融研究』第11巻第3号、日本銀行金融研究所、1992年10月
- 神田秀樹、「企業買収課税の基本構造」、『産業経理』第47巻第1号、1987年
- 、「ディスクロージャー制度は万能か」、『企業会計』第43巻第5号、中央経済社、1991年
- 吉原和志、「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護」、『法学協会雑誌』第102巻第3・5・8号、1985年
- Ayers, Ian & Robert Gertner "Filling Gaps in Incomplete Contracts : An Economic Theory of Default Rules," *Yale Law Journal*, Vol. 99, 1989.
- Charny, David "Hypothetical Bargains : The Normative Structure of Contract Interpretations," *Michigan Law Review*, Vol. 89, p. 1815, 1991.
- Levmore, Saul "Securities and Secrets : Insider Trading and the Law of Contracts," *Virginia Law Review*, Vol. 68, 1982.
- Singleton, J. Matthew "Hedge Accounting : A State-of-Art Review," *Bank Accounting & Finance*, Vol. 5, 1991.